

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 宮城県介護研修センターの使用料の徴収事務の委託 (長寿社会政策課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の就任の届出 (東部地方振興事務所) 四
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 五
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (会計課) 五
- 平成十九年人事委員会告示第六号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 六

○平成十五年人事委員会告示第五号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 六

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果について 六

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 一三

正 誤

○宮城県公報第二三四三号中 一三

告 示

○宮城県告示第三百二十六号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。
平成二十四年四月六日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉二丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十四年三月二十二日次の者を指定した。
平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
野口三太郎	眼科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
鈴木裕道	内科	鈴木医院	気仙沼市長磯原ノ沢五十番地二

菅原 敏	内科	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池桜小路百三十一番地一
小林 信巳	外科・リハビリ科・リハビリ科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
真壁 秀幸	整形外科・内科・外科	医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四
鬼怒川次郎	眼科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
瀬田 拓	リハビリ科・リハビリ科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西二十八番地一

○宮城県告示第三百二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
水野 徳行	内科	登米市立津山診療所	登米市津山町柳一丁目	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池桜小路百三十一番地一
清宮 基彦	眼科	清宮眼科医院	加美郡加美町字大門五十番地一	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号

○宮城県告示第三百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	新		旧	
		所在地	所在地	所在地	所在地
板垣 英雄	大崎市民病院岩出山分院	大崎市民病院岩出山字下川原町八十四番地二十九	大崎市民病院岩出山字浦小路四十四番地		

小野寺幸男	大崎市民病院岩出山分院	大崎市民病院岩出山字下川原町八十四番地二十九	大崎市民病院岩出山字浦小路四十四番地
堀野 豊	大崎市民病院岩出山分院	大崎市民病院岩出山字下川原町八十四番地二十九	大崎市民病院岩出山字浦小路四十四番地

○宮城県告示第三百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
安土 考史	内科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広濶字焼巻二番地

○宮城県告示第三百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇六〇〇一八	ホームヘルプステーション ぼかぼか 白石市東町二丁目二番三十三号	同行援護	社会福祉法人 白石陽光園	平成二十四年四月一日
○四一一三〇〇三三〇	すぶりんぐ 栗原市若柳字川北片町三	生活介護	社会福祉法人 栗原秀峰会	平成二十四年四月一日
○四一一三〇〇三三八	くりこま ゆめ工房 栗原市栗駒岩ヶ崎土川十・五	生活介護	社会福祉法人 栗原秀峰会	平成二十四年四月一日
○四二四〇〇一七八	山元町共同作業所 巨理郡山元町真庭字名生東七十五・七	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	山元町	平成二十四年四月一日
○四一五一〇〇三三九	ひだまり介護 仙台市青葉区折立六丁目九番地一九号	同行援護	有限会社ひだまり介護	平成二十四年四月一日

〇四一五二〇〇三二〇	訪問介護ステーションまめしば 仙台市青葉区花京院二丁目一番七号	同行援護	有限会社まめしば	平成二十四年四月一日
〇四一五二〇一三四四	居宅介護事業所りぼん 仙台市青葉区大町二丁目六番一十七号	居宅介護 重度訪問介護 (みなし)	一般社団法人 りぼん・ゆにぐす	平成二十四年四月一日
〇四一五二〇一三五一	ひまわり 仙台市青葉区霊屋下十番十七号	生活介護	合同会社ありがとつ	平成二十四年四月一日
〇四一五二〇〇四一九	ヘルパーステーション 仙台市宮城野区白鳥一丁目一番十号	同行援護	こころ有限会社	平成二十四年四月一日
〇四一五二〇〇八八〇	ケアグループ木もれ 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目二十一番二号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人 みんなの輪	平成二十四年四月一日
〇四一五三〇〇一八五	びぼつと 仙台市若林区遠見塚二丁目十六番十五号	同行援護	社会福祉法人 つといの家	平成二十四年四月一日
〇四一五三〇〇一九三	ワーキングギルド花梨 仙台市若林区鶴代町四・四十四	生活介護 就労継続支援B 型	社会福祉法人 仙台市手をつなぐ育成会	平成二十四年四月一日
〇四一五三〇〇六七二	もぐもぐ 仙台市若林区石名坂七十番地	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援B 型	社会福祉法人 あおぞら	平成二十四年四月一日
〇四一五四〇〇二四一	はあとふるケアサービス 仙台市太白区郡山四丁目十一番二十九号	同行援護	はあとふるケアサービス株式会社	平成二十四年四月一日
〇四一五四〇〇三三六	特定非営利活動法人 あなたの街の三河さん 仙台市太白区長町一丁目三・二六	同行援護 行動援護	特定非営利活動法人 あなたの街の三河さん	平成二十四年四月一日
〇四一五四〇〇八五一	訪問介護事業所結山 仙台市太白区郡山八丁目二番二十八号	同行援護	株式会社こつけん	平成二十四年四月一日
〇四一五五〇〇一三三	ほのぼの介護 仙台市泉区住吉台東三丁目一番地の五	同行援護	有限会社ほのぼの介護	平成二十四年四月一日
〇四一五五〇〇二七一	工房かやの美 仙台市泉区七北田字	就労移行支援B 就労継続支援B	社会福祉法人 仙台市手をつな	平成二十四年四月一日

〇四一五五〇〇四九五	日野三番四号 コスモス向陽台 仙台市泉区向陽台三丁目三十六番十八号 プレスステージ一〇一 号	型 同行援護	なぐ育成会 株式会社ケア	平成二十四年四月一日
〇四一五五〇〇八七五	仙台市泉ふれあいの家 仙台市泉区七北田字菅間四十二番地の二	生活介護 就労継続支援B 型	仙台市	平成二十四年四月一日

〇宮城県告示第百三十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇二四	杏友園 塩竈市新富町十四番十号	生活介護	社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会	平成二十四年四月一日
〇四一〇八〇〇二三	はぐくみ学園 角田市島田字御蔵林五十九番地	生活介護	社会福祉法人恵秋会	平成二十四年四月一日
〇四一一三〇〇五六	ほつとさわべー1 栗原市金成梨崎道ノ上七番地の二	生活介護	社会福祉法人栗原秀峰会	平成二十四年四月一日
〇四一一三〇〇六四	ステップ 栗原市金成梨崎道ノ上七番地の一	生活介護	社会福祉法人栗原秀峰会	平成二十四年四月一日
〇四一一三〇〇七一	ほつとさわべー2 栗原市金成梨崎道ノ上七番地の二	生活介護	社会福祉法人栗原秀峰会	平成二十四年四月一日

〇宮城県告示第百三十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇三〇〇一五六	障害福祉サービス事業所杏友園 塩竈市新富町十四番十号	生活介護	社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会	平成二十四年三月三十一日
〇四二二四〇〇一〇三	静和園デイサービスセンター 巨理郡山元町真庭字名生東七十二番地二	自立訓練（機能訓練）	社会福祉法人静和会	平成二十四年三月三十一日
〇四一五二〇〇三五一	第二啓生園 仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号	生活介護	社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会	平成二十四年三月三十一日
〇四一五三〇〇四九〇	ばれった・けやき木 ノ下 仙台市若林区木ノ下二・二・三	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人ゆうゆう舎	平成二十四年三月三十一日

○宮城県告示第三百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町神谷沢字長田三十五番地十四

三 設立認可の年月日

平成十七年十月七日

四 変更認可の年月日

平成二十四年三月三十日

○宮城県告示第三百二十五号

白石市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年四月六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 谷 関 邦 康

○宮城県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市泉土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年三月二十六日	熊谷 一 美	仙台市泉区福岡字大畑五十五番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年二月十三日	鴫田 博	仙台市泉区福岡字西泉三十番地	理事

○宮城県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、迫川沿岸土地改良区役員就任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年三月十五日	泉 敬 志	登米市米山町西野字新町五番地	理事

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のつち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局みらい号	石巻市蛇田字東道下石巻市蛇田北部土地 区画整理組合保留地十街区一画地	平成二十四年四月一日
石巻医薬品センター薬局	石巻市水明北二丁目一番二十四号	平成二十四年四月一日
みつら調剤薬局錦町店	塩竈市錦町五番三十一号	平成二十四年四月一日
東町調剤薬局	栗原市築館伊豆一丁目六番二十号	平成二十四年四月一日
こさか調剤薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田百五十・百 四十五	平成二十四年四月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更後 クオール薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町百六番地五
変更前 クオール薬局岩出山店	大崎市岩出山字浦小路四十五番地六
変更後 ネクスラス薬局しおがま店	塩竈市本町七十八番一号
変更前 ネクスラス薬局しおがま店	塩竈市本町三番十九号

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市大塩字山崎九番三、九番二十九、二十一番一及び二十一番一
同字表百六十八番三の一部
同字山崎九番三の地先水路の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市大曲字下台百二十六番地六十一
株式会社REO研究所

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケーション保守業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十二日

- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 e-link 財務総合管理システムサポート企業連合（代表構成員）富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号（構成員）株式会社富士通東北システムズ 仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号（構成員）カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号

- 五 契約金額 六千四百五十七万五千元

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号該当

人事委員会

○人事委員会告示第四号

個人情報保護条例の施行に関する規則（平成九年人事委員会規則一・六）の規定に基づき、平成九年人事委員会告示第六号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日以降に合格発表する試験等から適用する。

平成二十四年四月六日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

表中「総合順位及び総合得点」を「種別別得点、総合得点及び総合順位」に改める。

○人事委員会告示第五号

個人情報保護条例の施行に関する規則（平成九年人事委員会規則一・六）の規定に基づき、平成十九年人事委員会告示第五号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日以降に合格発表する試験等から適用する。

平成二十四年四月六日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

表中「総合順位及び総合得点」を「種別別得点、総合得点及び総合順位」に改める。

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成24年4月6日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

第1 請求のあった日

平成24年2月2日

なお、同年2月3日付け文書で、請求の趣旨に「既にこの財産取得行為が完了している場合は、契約の解除、取得費の返還を求めると、しかるべき措置を勧告すること」を求め、旨の追加変更が行われている（2月6日收受）。

第2 請求人

（省 略）

第3 措置請求の内容

1 請求の趣旨

仙台空港アクセス線の全長7.1kmのうち6km分の橋脚、社せきのした駅と美田園駅の駅舎、仙台空港敷地外の土地を取得費85億1,000万円で購入し取り、同額を支出することは無価値若しくは極めて価値の低いものを不当に高い価格で取得する違法な財産の取得行為である。この取得行為に係る「契約の締結」、「契約の履行」、「公金の支出」は全てが「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項及び「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」という地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項に違反する。また、仮に違法でないとしても、震災復興に全力を挙げるべきこの時期に金融機関への返済に充てられるために85億1,000万円もの県費を費やすことは著しく不当である。

よって、宮城県知事に対し、当該財産取得行為（契約の締結、履行、公金の支出を含む。）を中止するよう勧告することを求める。また、既にこの財産取得行為が完了している場合は、契約の解除、取得費の返還を求めると、しかるべき措置を勧告することを求める。

2 請求の原因

(1) 仙台空港鉄道株式会社改革支援プログラム行動計画

① 仙台空港鉄道株式会社の借入金の現状

仙台空港鉄道株式会社（以下「鉄道会社」という。）の借入金は、167億5,000万円（株式会社日本政策投資銀行（以下「政策投資銀行」という。）及び市中銀行分88億9,000万円、宮城県分78億6,000万円）であり、このうち政策投資銀行及び市中銀行分は5年据置き後、15年間で償還、県政貸付は20年据置き後、10年間で償還とされている。平成21年度から市中銀行等への返済が開始されているが、毎年元利金合計約8億円の返済が必要で資金ショートは時間の問題とされている。

なお、上記借入金以外に、仙台空港アクセス線の建設には、国、県、仙台市、岩沼市及び名取市が合計7億円の補助金を支出している。

② 仙台空港鉄道株式会社改革支援プログラム行動計画の策定

平成22年5月、宮城県（以下「県」という。）は、「仙台空港鉄道株式会社改革支援プログラム行動計画～」（以下「行動計画」という。）を公表した。行動計画では、経営悪化が深刻化

している鉄道会社について、橋脚の減価償却費や土地の固定資産税を圧縮し収支改善を図るために、県は鉄道会社が所有する線路の橋脚、土地等の資産を買い取るなどの経営支援を行うこととされた。具体的には、総額189億円（平成20年度未現在）の資産のうち、運行に直接関係するホーム、レール及び車両（上部構造）は従来どおり鉄道会社側が所有し、県側が土地、駅舎・橋脚等（下部構造）を85億円程度で平成26年度までに買い取る上下分離方式を計画した。

鉄道会社の平成21年度の経常損失は9億7,629万円、経費として計上する減価償却費は8億3,000万円に達しており、赤字の大きな要因となっている。平成23年度からの民間金融機関への返済額は毎年8億円になり、現在20億円程度ある運転資金が平成25年度に底をつくとされている。

(2) 仙台空港アクセス線の資産取得費の予算可決

① 東日本大震災による被害

仙台空港アクセス線の設備は、東日本大震災の津波により大きな被害を被った。鉄道会社は復旧費が約36億円に膨らむと見込んでいた。連休区間は代替バスを運行したが、利用者は震災前の1日約7,000人から半減した。震災発生から約半年間の連休と利用客の減少などから、平成23年度の収入は前年度比で約4億円の減少を見込んでいる。震災による収入減などで平成24年度中にも資金が枯渇するおそれが出てきた。

② 上下分離方式の導入

県は、震災被害による減収を踏まえ、鉄道会社の抜本的な再建策として平成23年9月5日、「上下分離」方式の導入を正式に表明した。「上下分離方式は、県が駅舎などの『下』部分を保有して維持補修に当たること、『上』に当たる運行を担う鉄道会社の経営を圧迫する減価償却費及び固定資産税の圧縮を図る。今回、県が買い取るのは全長7.1kmのうち6km分の橋脚、杜せきのした駅と美田園駅の駅舎、仙台空港敷地外の土地で、取得費は85億1,000万円とされている。買取りが実施されれば、鉄道会社は売却益と自己資金で金融機関からの借入金を繰上返済し、金利負担が軽減される。鉄道会社は、売却額約85億円で金融機関からの借入金を繰上返済する方針であるという。返済負担は大幅に軽減され、平成24、25年度の資金収支はほぼ均衡化する見通しとされる。平成27年度からは黒字転換を見込んでい

③ 補正予算の可決

宮城県議会（以下「県議会」という。）平成23年9月定例会に、県営漁港や被災農地の復旧費などを盛り込んだ総額656億円の平成23年度一般会計補正予算案が提出された。予算案に

は、仙台空港アクセス線の資産取得費85億円などが計上され可決された。

(3) 上下分離方式の問題点（マテナ資産を高額に取得）

① 仙台空港アクセス線の下部構造物はマテナ資産
 下部構造の取得額である85億1,000万円は、明らかに過大な評価であり、無価値若しくは極めて価値の低いものを不当に高い価格で取得する違法な財産の取得行為である。県がどのような資産評価方法を取ったのかつまびらかでないが、新たに資産を取得するのであるから収益還元法を用いた時価評価によるのが当然である。収益還元法を用いて検討すると、次とおり、価値はほとんどゼロと評価せざるを得ない。

下部構造は現に鉄道会社が鉄道事業に直接使用しており、かつ、鉄道事業以外の用途に転用する余地はないという特殊性があり、下部構造は引き続き鉄道会社で使用させることになるが、85億円で金融機関からの借入金を繰上返済したとしても資金収支が均衡化することになり、下部構造の賃料収入は望めないことから、県は長期にわたって会社に無償使用させることを余儀なくされる。また、切り離れた下部構造の維持管理費は資産取得者（県）が負担することになるから、むしろマテナ資産ということになる。このようにほぼ無価値な下部構造を取得するということは、資産取得に名を借りた負債の肩代わりにはならない。

② 仙台空港アクセス線存続の必要性

仙台空港アクセス線の存続の必要性は論を待たない。負債さえ処理できれば運行自体での収支均衡は可能であるが、上記のような違法な取得行為によって解決すべきではない。

③ 実質は負債の肩代わりである

県が行おうとしている上下分離方式は、実は資産の買取りではなく集げ付き寸前の金融機関への負債を全額県が肩代わりするというのが実態である。これによって政策投資銀行と市中銀行からの合計88億9,000万円の負債はほぼ全額返済され、後は20年据置きの際からの借金だけになる。

第4 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は、県と鉄道会社との間で平成23年10月19日に契約締結を行った土地、建物及び工作物の売買契約に係る支出とした。

2 監査対象箇所

土木部空港臨空地域課を監査対象箇所とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき平成24年3月9日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。概要は次のとおりである。

(1) 今回の住民監査請求の内容は、下部構造取得に係る価格の高低の問題である。地方公共団体における公金の支出、売買契約締結などの行為が、住民監査請求の対象になることについては争いがなく、判例も多数ある。また、監査委員は、監査のため、関係人の出頭を求め、関係人について調査し、関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができるとなっている(地方自治法第199条第8項)したがって、監査委員は、実質に入った監査を実施してもらいたい。

(2) 今回の資産の買取りは、資金ショートを起こしている鉄道会社の再建のためであると認識している。第三セクターの中には、鉄道会社以外にも縦横に滲しており、実質的に債務超過の状態に陥っているものがある。鉄道会社にのみこのような手法を採るのは許されるのか、監査委員としての判断を求め。

(3) 政策投資銀行を含む市中金融機関への債務の返済については、当面、鉄道会社への補助金、貸付金等の支出によって維持できると考えられる。それにもかかわらず今の時点で県が資産の買取りを行い、鉄道会社が全額の繰上償還を行うことの妥当性について、監査委員の判断を求め。

第6 監査の結果

書類調査及び土木部職員からの聞き取りにより、次のことを確認した。

1 財産の売買契約

平成23年10月19日に県と鉄道会社との間で締結された土地、建物及び工作物についての売買契約の概要は、次のとおりである。

財産の種類	財産の所在地	財産の内容	契約金額
土地	名取市増田一丁目157番1 外65筆	34,969.76㎡	1,184,853,091円
建物	名取市杜せきのした五丁目 34番外1筆	鉄骨造地上3階建て(杜せきのした駅:延べ面積925.34㎡)のうち附属設備以外の部分及び鉄骨造地上2階建て(美田	1,021,688,001円 (うち消費税 48,651,809円)

園駅:延べ面積916.66㎡)のうち附属設備以外の部分

工作物	仙台空港鉄道株式会社仙台空港線の用に供されている土地の区間の一部	土工、橋りょう、高架橋、トンネル、排水設備、線路諸設備、プラットフォームのうちフロック、タイル及びアスファルト以外の部分並びに雑設備	6,249,405,705円 (うち消費税 297,590,748円)
合計			8,455,946,797円

契約年月日 平成23年10月19日

契約者 宮城県知事 村井 嘉浩 代表取締役社長 齋藤 進
仙台空港鉄道株式会社

2 財産取得に係る経緯

(1) 仙台空港アクセス鉄道の開業

昭和59年3月、仙台空港へのアクセスについて、鉄道によるものの可能性について検討するという仙台地方陸上交通審議会の答申を受け、平成3年12月から東北運輸局、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)、仙台市等の関係機関及び県で鉄軌道系アクセスの必要性等についての検討を開始した。平成4年8月に設置された仙台空港鉄軌道系アクセス整備検討委員会において具体的な検討が進められ、平成6年4月に「仙台空港臨空都市整備基本構想」が策定された。その後、平成8年度に関係機関による調整の結果、事業主体を第三セクターにすることに決定した。平成11年4月、JR東日本と県との間で、県が推進するアクセス鉄道の事業主体となる第三セクターの設立に際し、アクセス鉄道事業に関する基本的事項についての覚書が締結された。

平成12年4月7日、鉄道会社は、県の37億6,900万円(全出資額の約52.9%)、仙台市の11億4,000万円、名取市の4億3,100万円、岩沼市の2億1,500万円、JR東日本の3億6,900万円、財団法人宮城県市町村振興協会の3億円、東北電力株式会社の1億5,000万円、株式会社七十七銀行の1億円を含む115団体の出資により資本金1億2,900万円の第三セクターの会社として設立された。

JR東日本の仙台駅から東北本線名取駅を経由して仙台空港駅に至る鉄道路線であるいわゆる「仙台空港アクセス鉄道」のうち、鉄道会社の営業区間は、東北本線名取駅から仙台空港駅

までの約7.1kmであり、同区間内には、杜せきのした駅、美田園駅及び仙台空港駅の3駅が設置されている。鉄道施設は、空港敷地内の約1.1km区間を除く部分を鉄道会社が施工、空港敷地内を東北地方整備局が施工し、平成19年3月18日、仙台空港アークセア鉄道は開通した。

(2) 鉄道会社の経営状況

仙台空港アークセア鉄道の開業後、原油高騰、世界的な景気後退、新型インフルエンザの影響、沿線の区画整理事業の開発による街づくりが成熟していない状況にある等の理由により、仙台空港アークセア鉄道の鉄道会社の営業区間における利用者数及び営業収入は計画の7割にも達しない状況になっていた。

仙台空港アークセア鉄道の整備に要した事業費は約330億3,000万円であり、その財源は、出資金のうちの60億円、補助金71億円、借入金167億円、寄付金3,000万円及び開発者負担金等32億円であった。

借入金167億4,600万円（前送では、概数として「167億円」と表記）の内訳は、県78億5,900万円（財源：転貸債、30年償還（うち20年据置き））、政策投資銀行30億円（20年償還（うち5年据置き））、その他民間金融機関（株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行外6行）58億8,700万円（20年償還（うち5年据置き））であり、平成23年9月30日現在における金融機関からの借入残高は、84億4,512万円であった。金融機関への元金償還は、平成21年度から開始され、償還元金・利息を合算すると、平成25年度以降の借入金元金返済は困難であり、資金ショートの状態も予想されていた。

なお、鉄道会社が政策投資銀行外8行に対して負担している債務について、返済期限から6か月を経過してなお借入金元本及び利息（損害金を含む。）の一部又は全部の弁済がなされなかったときには、それぞれの金融機関は、県に対して損失補償の履行を請求できる旨の損失補償契約を県と金融機関との間で締結していた。

県では、仙台空港アークセア鉄道は、「『仙台空港臨空都市』の骨格を成す重要インフラであり、東北地方の拠点空港である仙台空港の機能強化と隣接する仙台空港臨空都市の発展に寄与することを目的として整備、したものである」という認識の下、仙台空港アークセア鉄道を将来的に安定して継続していくために、運営母体である鉄道会社に対して、利用促進及び経営改善の両面から支援を行うことを目的に、平成21年8月に「仙台空港鉄道株式会社改革支援プラン」（以下「改革支援プラン」という。）を策定して必要な支援策等の検討を開始し、平成22年5月には、改革支援プランの具体的な支援策を盛り込んだ行動計画を策定した。

行動計画では、経営の安定化対策の「有効な選択肢」として経営の「上下分離方式」の導入

に向けた課題解決等の検討を行うこととしていた。行動計画においては、「上下分離方式」のメリットとして、減価償却費、固定資産税等諸税の削減、切離し資産に係る維持管理経費の節減及び資産譲渡代金による債務の整理が可能であるとされており、また、「上下分離方式」を行う上での主な課題として、不動産の取得額については、公正な価格の算定が必要であること、他方策との比較検証が必要であること等が挙げられている。

平成22年度に県議会に設置された「県出資団体等調査特別委員会」でも、鉄道会社について議論が行われ、同委員会の報告書には、鉄道会社改革の方向性について、「改革支援プランを踏まえた収入の拡大や経費の節減等の経営改善を進めながら、固定費の負担見直し等に係る国やJR、関係市町村との交渉や仙台空港ビル株式会社等との統合に係る交渉等を早期に行っていくこと。」などと記載されている。

(3) 「上下分離方式」の導入

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により、仙台空港駅及び空港トンネルを中心に甚大な被害（概算復旧費33億円）が発生した。そのため、約半年の間鉄道運転の休止に追い込まれたことにより収入が減少（平成22年度約6億5,000万円、平成23年度約2億5,000万円）し、災害復旧費用の支出もあいまって、早ければ平成24年度にも資金が枯渇し、鉄道事業の継続が危ぶまれる事態になった。そこで、鉄道会社の経営の安定を早急に図るため、「上下分離方式」の導入に向けた作業スケジュールを前倒しして実施することとした。

県議会平成23年9月定例会に宮城県知事は、鉄道会社の経営の安定化対策として「上下分離方式」を実施するため、鉄道財産の下部構造を85億1,000万円取得する予算議案（財源：一般単独事業債、行政改革推進債）を提出するとともに、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年宮城県条例第18号）第3条の規定に基づき、財産取得に関する議会の議決を求める予算外議案を追加提出した。これらの議案については、本会議（代表質問及び追加提出議案についての質疑）、予算特別委員会（総括質疑及び建設企業分科会）、決算特別委員会（総括質疑）、常任委員会（建設企業委員会）等において、質疑、議案審査等が行われ、平成23年10月19日に開催された本会議において、それぞれ可決された。

財産の取得範囲の確定により、平成23年度2月補正予算で84億6,000万円に減額補正するとともに、財源の一部として新たに地域整備推進基金からの繰入金（186,918千円）等を充当している。

上記議決に基づき、平成23年10月19日付けで県と鉄道会社との間で、可決議案の趣旨に沿った財産の売買契約が締結され、平成24年1月6日までに、県から鉄道会社に対する売買代金84

億5,594万6,797円の支払が完了した。

鉄道会社は、平成23年10月31日までに金融機関に対して債務の全額（84億4,512万円）を弁済したため、県の金融機関貸付金に係る損失補償契約は全て解消されている。

県では、取得した土地、建物及び工作物の財産について、平成23年10月19日付け宮城県（空襲）指令第11号で行政財産の目的外使用許可を行っている。許可期間は、平成23年10月19日から平成24年3月31日までであり、以後1年更新となっている。県は、使用料（約8億円）を改革支援プログラム及び行動計画の計画期間である平成26年度までは免除し、その後は、鉄道会社の収支状況を見極めながら、徴収の可否を判断することとしている。

当該目的外使用許可の許可条件の中には、次のような事項が定められており、行動計画と一部異なる内容になっている。

イ 県は、大規模災害時を除き使用許可物件の修繕義務を負わないものとし、当該物件について維持保存のための通常必要とする経費は、全て使用者が負担しなければならない。

ロ 使用許可により国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）に基づく国有資産等所在市町村交付金が生じる場合は、使用者が負担しなければならない。

ハ 使用者は、必要な損害賠償保険契約を締結するものとし、当該損害補償契約のための通常必要とする経費は、使用者が負担しなければならない。

(4) 財産取得価格の決定について

① 財産取得に関する県の規程

公有財産の取得については、公有財産規則（昭和39年宮城県規則第8号）第7条に基づき、土木部が本件の財産取得に係る事務を処理した。また、公有財産事務取扱規程（昭和55年宮城県訓令第6号）では、評価方法に関して「公有財産を交換、買入れ又は寄附により取得するとき及び交換、売払い（減額譲渡を含む。）又は譲与により処分するときにおける評価方法は、…（中略）…、国有財産の例によるものとする。（以下略）」となっている。このため、国有財産評価基準（平成13年3月30日付け財理第1317号）に基づく手順により評価、審査を行うほか、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）等に基づき契約、支払等の一連の手続きを行った。

国有財産評価基準によると、土地（土地の定着物を含め）として評価する場合を含む。）を評価する場合には不動産鑑定士による鑑定評価額を徴して評定価格を定めることとされ、この際、原価法、収益還元法又は取引事例比較法のいずれかの方法を用いることとされている。

② 取得財産の鑑定評価について

鉄道会社から取得する財産の評価に当たっては、平成23年7月29日に不動産鑑定業者と契約を締結し、同年10月7日に不動産鑑定業者から不動産鑑定に係る意見報告書が提出されている。契約の際に、県ではいずれの評価方法を採用すべきかの指示は行っており、不動産鑑定士の判断に委ねている。

不動産鑑定士の意見報告書によれば、原価法によって求める積算価格は、客観的な投下資本コストの現状を表示した価格であり、規範性が高い価格であると判断して、原価法を適用したとしている。これにより平成23年10月1日における鉄道会社の資産価格等は次のように算出された。

鉄道会社の資産価格は、

土地の積算価格	1,317,000,000円
建物等の積算価格	21,237,000,000円
合計	22,554,000,000円

であり、上下分離分類に基づく上部構造及び下部構造の積算価格は、

上部部分の積算価格	6,353,000,000円
下部部分の積算価格	16,201,000,000円
合計	22,554,000,000円

となり、下部構造の積算価格は、162億100万円となった。

③ 鉄道会社の帳簿価格

下部構造に係る鉄道会社の帳簿価格は次のようになっている。

固定資産取得原価	18,197,606,662円…④
固定資産の取得原価から直接控除された国庫補助金等圧縮累計額	9,223,294,372円…⑤
固定資産取得時帳簿価格（＝④－⑤）	8,974,312,290円…⑥
減価償却累計額	864,608,050円…⑦
固定資産売却時（平成23年10月19日）帳簿価格（＝⑥－⑦）	8,109,704,240円

④ 売買価格の決定

売買価格の決定に当たり、県では、鉄道会社から取締役会で承認を受けた内容である「譲渡金額は、建設時の国等からの補助金を圧縮記帳している会社帳簿価格を下限価格」としてもらいたい旨の要請があったこと、買収により鉄道会社の利益を生み出すことは特別利益及び補助金返還の発生につながることで、より安価で県民負担の少ない金額が望ましいこと、等の事情を考慮し、鉄道会社と協議を行った結果、鉄道会社の帳簿価格を売買価格として採用

することとした。
なお、県の調査によると、日本国鉄道からJR東日本への新幹線の譲渡、新幹線開業に伴う並行在来線の自治体への譲渡、不採算路線の存続を目的としたJR東日本から自治体等への鉄道事業譲渡等の事例をみると、原価法や帳簿価格により価格決定している例が多かつたという。

3 財産取得の理由及び時期について

県では財産を取得する理由として、県がこれまで仙台空港アクスエス鉄道整備事業の主体として事業を推進してきたこと、仙台空港アクスエス鉄道が開業以来、約1千万人もの利用者がある非常に公益性の高い交通機関であり、県の経済発展を支える県民共有の重要な社会資本であること、また、県の企業誘致等にも寄与するものであること、県が鉄道会社株式の過半数を有していること、等を挙げている。

また、今般、「上下分離方式」を採用して財産を取得することとした理由として、次のようなことが挙げられている。

- ① 鉄道会社では、災害復旧費の鉄道会社負担がない場合であっても、平成24年度にも資金枯渇の可能性があり、一刻も早い対応が望まれたこと。
- ② 国等へ建設時補助金の返還の必要がないことが確認されたこと。
- ③ 取得財源として起債が活用できること。
- ④ 金融機関借入金の早期繰上償還で、金利負担(約2億円/年)が軽減されること。
- ⑤ 政策投資銀行の繰上弁済償還金(約2億円)が免除されること。
- ⑥ 県が取得する下部構造部分に対する災害復旧費の国庫負担率がかさ上げになることにより県の負担(約2億円)が減ること。

第7 判断

1 地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の趣旨と財産取得に関する地方公共団体の長の裁量権について

請求人は、県が仙台空港アクスエス線の下部構造物を85億1,000万円で取得したことは、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治法第2条第14項及び「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」という地方財政法第4条第1項の規定に違反すると主張している。

地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の趣旨と財産取得に関する長の裁量権については、判例(大阪地方裁判所 平成17年2月24日判決、平成12年(行ウ)第120号)によれ

ば、「地方自治法は、普通地方公共団体における財産の取得をその長の事務とし(149条6号)、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得をする場合には議会の議決を経なければならない」と規定している(96条1項8号)が、それ以外に、普通地方公共団体による財産の取得がいかなる場合に許されるのか、その対価はどのようにして決定されなければならないのかといった点について、具体的な定めを置いていない。」「地方自治法2条14項、地方財政法4条1項は、地方公共団体が事務処理に当たって準拠すべき指針である『最少経費による最大効果』の原則を一般的・抽象的に、あるいは予算執行の観点から定めたものととまり、それを超えて具体的な規制をするものではない。その趣旨は、普通地方公共団体が財産を取得するに当たっては、その取得目的である政策遂行上の必要性、対価の相当性、相手方との交渉の経緯等の諸般の事情をしんしゃくし、時宜に応じた的確な判断をしなければならないことから、その事柄の性質上、その判断を当該普通地方公共団体における自治行政について責任を負う長の裁量にゆだねるという点にあるものと解される。」「したがって、地方自治法96条1項8号の規定による議会の議決を要しない場合において、普通地方公共団体の長が行った財産の取得に係る契約の締結が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものとされるのは、明らかに当該財産を取得する必要性がないにもかかわらずこれを取得した場合や、合理的な理由もなく適正価格を大きく超えた高額な対価で当該財産を取得した場合等、長がその付与された裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用して契約を締結した場合に限られるものと解するのが相当である。」とされている。

つまり、財産取得上の地方公共団体の長の行為については、一定の裁量の幅があるものと解され、長の裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものが認められる場合に限り、これらの規定に違反すると考えられる。

2 財産取得価格について

請求人は、県が仙台空港アクスエス線の下部構造物を85億1,000万円で買い取ったのは、明らかに過大な評価であり、無価値若しくは極めて価値の低いものを不当に取得する違法な財産取得行為であると主張している。そこで、当該財産の取得価格について、以下検討を行う。

一般に、不動産取引は、取引の必要性に応じて同地的限定的な市場において個別に行われるものであり、その取引価格は当該取引の当事者の個別的、主観的な事情に応じて大きく変化する可能性があると考えられる。鉄道資産の譲渡に関しても、例えば、JR東日本などのいわゆるJR各社から整備新幹線の並行在来線の譲渡を受ける場合の譲渡価格については、簿価であったケース又は簿価を下回っていたケースがそれぞれ存在する。また、参議院国土交通委員会(平成20年5月22日)において、政府参考人(国土交通省鉄道局長)が鉄道資産の譲渡価格は時価、簿価のどちらの事例もある旨を答弁しており、これらから、取引ごとに個別的に譲渡価格が決定さ

れていることが認められる。

ところで、通常、不動産の売主は、可能な限り高額な価格での売却を望み、買主は、可能な限り安価での購入を望むものである。

一方、今回、県及び鉄道会社は、次のように、通常の不動産売買の当事者と異なる状況にあったことが認められる。

① 県の状況

県は、自らが鉄道会社の筆頭株主であり、仙台空港アクセス鉄道の設立に積極的に関わってきた立場もあり、仙台空港アクセス鉄道の存続及び鉄道会社の存続につながる鉄道会社の負債の圧縮のためには、売買価格は、一定の水準以上である必要があると考えていた。

② 鉄道会社の状況

鉄道会社は、借入金返済の財源を確保したいが、売買価格が、「建設時の国等からの補助金を圧縮記憶している会社帳簿価格」を上回った場合、補助金の返還を求められる可能性があることから、必要以上の高額な売買価格は望んでいなかった。しかし、帳簿価格を割り込む安価な価格を売買価格とした場合、帳簿価格と売買価格との差額を特別損失として計上しなければならず、鉄道会社の経営上の問題が生じることになる。したがって、売買価格は一定の水準である必要があると考えていた。

今回の財産の取得に係る手続については、第6-2-(4)に記載のとおり、公有財産規則、公有財産事務取扱規程、国有財産評価基準のほか、財務規則等の関係法令等に基づき適切に実施されており、不動産鑑定士による不動産の鑑定評価も行われていた。また、県は、今回の財産取得を行うに際して、第6-2-(2)及び③に記載のとおり、改革支援プログラム及び行動計画を策定し、計画的に財産取得に向けた検討を行っていた。

県では、これらの一連の手続を踏まえ、県と鉄道会社の抱える前述のような様々な事情を総合的に考慮しつつ、鉄道会社と協議を行った結果、最終的に鉄道会社の帳簿価格を売買価格にしたと考えられる。県のこの判断は、一定の合理性があり、売買価格について著しく高い対価であったとは認められない。また、この判断は、宮城県知事単独で行ったものではなく、二元代表制の一翼を担う県議会の議決を経たものである。

したがって、この点について長の裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。

3 財産取得の理由及び時期について

請求人は、県が行おうとしている上下分離方式は、資産の買取りではなく、金融機関への負債の肩代わりにはかからない、また、現時点で資産の買取りを行う妥当性がないと主張する。そこで、この点について以下検討を行う。

鉄道会社は、平成18年度から営業利益を計上しているが、多額の支払利息により、経常損益は赤字の状態が継続していた。鉄道整備事業は巨額の投資が必要で、開業後も減価償却費、利払い費等多額の経費が発生することから、経常収支が黒字化し累積損失が解消されるまでには、非常に長い期間を要するのが一般的である。この期間内に資金がショートしないように、経営者あるいは株主がそれぞれ必要な措置をとるのは、通常行われることである。このため、鉄道会社自身による経営努力はもちろんのこと、株主である県を含む地元自治体等が一体となり、改革支援プログラム、行動計画等を策定し、様々な経営支援策を講じてきた。

鉄道会社の赤字は、輸送実績が、空港利用者の低迷、沿線開発の遅れなどにより、仙台空港アクセス鉄道の整備を決めたときの需要予測を大きく下回っていることが大きな原因である。これに加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による施設の損壊、営業停止に伴う収益の著しい悪化等が要因で、改革支援プログラムの策定時は平成25年度以降に発生すると見込まれていた資金ショートが、平成24年度中にも発生する見通しとなった。

このため、行動計画において検討を行っていた「上下分離方式」を早期に採用し、下部構造を県で買い取り、債務を圧縮し、鉄道会社の経営を安定化させ、鉄道事業の存続を図ることとしたものと認められ、これらの必要性については、第6-2-(2)及び③に記載のとおり、県議会においても十分に議論が行われていたものと認められる。

以上により、鉄道会社所有の鉄道資産の一部の買収に係る公金支出は、結果として鉄道会社の救済につながる面もあったものの、県民共有の重要な社会資本の整備という県の公共目的達成のための施策であったということができる。県が、鉄道会社の設立の経緯及び県が民間金融機関と損失補償契約を締結していることを背景として、今般、①地方債の発行により財産取得費の財源を確保できること、②政策投資銀行への繰上弁済補償金が免除になること、③県取得分に対する災害復旧費の国庫補助がかさ上げになること、等の環境が整った中で、鉄道の安定的継続的な運行を確保するために下部構造を取得したと主張していることは、一定の合理性を有していると考えられ、この点において長の裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

4 財産取得行為の不当性について

請求人は、震災復興に全力を挙げるべきこの時期に金融機関への返済に充てただけに85億1,000万円もの県費を費やすことは著しく不当であると主張している。

一般的に「不当」とは、単に法に違反してはいないというだけでなく、法の趣旨や目的に適合した解釈、運用、適用という面からみて、適当又は妥当であると認めることができない場合を意味するものと考えられる。以下、この観点から、検討を行う。

そもそも、地方公共団体における個々の施策の優先順位は、社会的経済的状況等を踏まえ、県

